

京都府文化財保存活用大綱の策定について

令和元年7月5日

京都府教育委員会文化財保護課

京都府文化財保存活用大綱の策定について

1. これまでの経過

(1) 国（経過）

○文化財保護法一部改正（平成31.4.1 施行）

・第183条の2第1項

都道府県教育委員会は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができる。

・第183条の3第2項

市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画を作成し、国の認定を申請することができる。

計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる。

（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体など必要な者で構成

○文化財保存活用大綱等の策定に関する指針（平成31.3.4 通知）

・記載事項

①文化財の保存活用に関する基本的な方針

②文化財の保存活用を図るために講ずる措置

③域内の市町村への支援の方針

④防災・災害発生時の対応

⑤文化財の保存・活用の推進体制

・留意点 大綱を策定するに当たっては、文化財の専門家や民間団体関係者など外部の者の意見を聴くことが望ましい

(2) 京都府等（経過）

○府他部局関連の計画策定の状況

・府観光総合戦略を策定（平成31年3月）

・文化力による未来づくり基本計画（平成31年3月）

○市町村の状況

・京都市 市文化財保護審議会答申（文化財保護の在り方）、平成31年3月

国庫補助事業採択「京都市文化財保存活用地域計画策定事業」令和3年3月（策定予定）

・歴史文化基本構想 舞鶴市（策定済）木津川市、与謝野町（策定中）

(3) 「京都府文化財保存活用大綱作成事業」文化庁国庫補助事業（令和元年7月1日付け採択 採択額 3,700千円）

- ・文化財所有者へのアンケート等を踏まえ、これまでの京都府内における文化財保存活用にかかる施策の現状と課題を集約、さらに文化財保護行政を取り巻く現状を把握する。
- ・京都府内における文化財の保存活用に向けた基本的な方針、取り組み、市町村への支援の方針、防災・災害発生時の対応、文化財の保存・活用の推進体制等を取りまとめ記載する。
- ・大綱策定にあたっては、専門家会議を開催する。
- ・大綱の概要版を作成し、文化財所有者及び関係機関等に配布

2. スケジュール等

○4月24日 京都府による「大綱」策定及び市町村による「地域計画」策定に係る説明会（市町村対象）

○5～7月 文化財の保存と活用に係る現状と課題に関するアンケート調査・集約（対象 所有者、市町村、観光協会、博物館、大学）

○7月以降（予定）

- ・文化財保存活用大綱策定専門家会議の開催
- ・文化財保存活用推進会議（所有者、市町村、大学・博物館等対象）
- ・シンポジウムの開催（府民対象）、パブリックコメントの実施、府議会報告
- ・文化財保護審議会報告（12月～1月）
- ・教育委員会議決、文化庁・市町村等へ送付（3月頃）

3. 京都府文化財保存活用大綱策定専門家会議

○文化財保護法第183条の2第1項の規定に基づき、京都府教育委員会が定める「文化財保存活用大綱」の策定に関し、専門的見地から有識者の意見を聴くため設置

○専門家会議の委員は、文化財の保存及び活用に関し学識経験を有する者その他適当と思われる者で構成

- ・文化財各分野専門家
史跡・名勝・天然記念物・文化的景観、建造物、美術工芸品、無形文化財、民俗文化財
- ・文化財所有者、地域振興、商工観光、観光政策、文化財保存活用の各専門家
- ・オブザーバー 文化庁
- ・京都府関係部局と連携

京都府文化財保存活用大綱 目次（案）

- 1 策定の趣旨
 - (1) 大綱策定の背景
 - (2) 位置づけ
 - (3) 目的
- 2 京都府の文化財の概要
- 3 京都府の文化財保護行政を取り巻く現状
- 4 京都府の文化財保護行政の現状と課題
- 5 京都府が目指すべき方向性、将来像
- 6 京都府が文化財の保存・活用を図るために講ずる措置
 - (1) 京都府が主体となつて行う調査・指定等に関する取組
 - (2) 京都府内の市町村や博物館等における専門的人材の確保・育成
 - (3) 京都府として優先的に取り組んでいく事項など
 - (4) 京都府が所有・管理する文化財の修理・整備等の計画
- 7 京都府内の市町村への支援の方針
- 8 京都府の防災・災害発生時の対応
- 9 京都府の文化財の保存・活用の推進体制

京都府文化財保存活用大綱策定専門家会議 委員

氏名	分野	所属	備考	
府文化財保護審議会	史跡・名勝・天然記念物、文化的景観	京都市・歴史館館長 京都市大学名誉教授	府文化財保護審議会会長代理	
	建造物	京都市大学名誉教授	府文化財保護審議会会長	
	美術工芸品	京都市大学名誉教授	府文化財保護審議会部会長	
	名勝・史跡	京都造形芸術大学教授	府文化財保護審議会部会長	
	無形文化財（芸能関係）	大阪樟蔭女子大学教授	府文化財保護審議会部会長	
	民俗文化財（祭・行事関係）	佛教大学教授	府文化財保護審議会委員	
	文化財所有者ほか 地域振興・観光政策	文化財所有者・地域振興	笠置寺住職	
		商工観光	宮津商工会議所会頭	
		地域振興	京都府立大学教授	
		観光政策	公益社団法人京都府観光連盟専務理事	
文化財保存活用・観光政策		国立文化財機構（京都国立博物館）学芸部長		
オブザーバー	文化庁地域創生本部			

※庁内連携部局
文化スポーツ部、商工労働観光部、建設交通部、危機管理部、教育庁関係各課

文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・
文化財保存活用地域計画・保存活用計画の
策定等に関する指針【一部抜粋】

平成 31 年 3 月 4 日
文 化 庁

- 目次 -

I. 指針の位置付け	1
II. 文化財の保存と活用について	1
III. 文化財保存活用大綱	2
1. 趣旨	2
2. 大綱の記載事項	3
3. 策定の際の留意点	3
IV. 文化財保存活用地域計画	4
1. 趣旨	4
2. 地域計画の記載事項	5
3. 作成及び認定の手続	9
4. 認定基準	10
5. 認定を受けた地域計画の変更, 進捗管理・自己評価, 認定の取消し等	11
6. 地域計画が認定を受けた場合の特例	12
7. 協議会	14
V. 文化財保存活用支援団体	15
1. 趣旨	15
2. 支援団体の指定	15
3. 市町村との連携, 監督等	16
4. 支援団体への譲渡に係る課税の特例等	17
VI. 保存活用計画	17
1. 趣旨	17
2. 保存活用計画の記載事項	18
3. 作成及び認定の手続	18
4. 認定基準	19
5. 認定を受けた保存活用計画の変更, 認定の取消し等	21
6. 保存活用計画が認定を受けた場合の特例	22
別添	
保存活用計画の記載事項	25

I. 指針の位置付け

過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、従来価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備することが必要となっている。

このため、平成 29 年 5 月に文部科学大臣より文化審議会に対して「これからの文化財の保存と活用の在り方」について諮問がなされ、文化審議会文化財分科会に設置された企画調査会において検討が行われ、同年 12 月に「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」が取りまとめられた。

これを踏まえ、平成 30 年の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）及び国指定等文化財の所有者等が作成する保存活用計画の文化庁長官による認定、市町村による文化財保存活用支援団体（以下「支援団体」という。）の指定等が制度化された。

これらの仕組みにより、各地域における中・長期的な観点からの文化財の保存・活用のための取組の計画的・継続的な実施が一層促進され、また、地域の文化財行政が目指す方向性や取組の内容が“見える化”されるほか、文化財の専門家のみならず多様な関係者が参画した、地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組が促進されることとなる。

本指針は、こうした取組が円滑に進むよう、地方公共団体や所有者等が、大綱や地域計画、保存活用計画を作成・推進等する際の基本的な考え方や留意事項などを示したものである。ただし、実際の運用に当たっては、地域の実情を踏まえて適切に対応することが望まれる。

II. 文化財の保存と活用について

（本指針の対象とする文化財）

本指針の対象とする「文化財」とは、法第 2 条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の 6 つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。

また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。

さらに、生活文化や国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化

的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

(保存と活用に関する基本的な考え方)

法は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」(第1条)と規定しており、保存と活用はともに文化財保護を図る上での重要な柱である。

文化財は、有形・無形の多種多様な文化的所産からなり、取扱いに細心の注意が必要な文化財が存在する一方で、社会の中で適切に活用されることで継承が図られる文化財も存在する。文化財は一度壊れてしまえば永遠に失われてしまうため、それぞれの文化財の種類・性質についての正しい認識の下に、適切な取扱いがなされることが必要である。

また、保存と活用は互いに効果を及ぼし合いながら、文化財の継承につなげるべきもので、単純な二項対立ではない。保存に悪影響を及ぼすような活用があってはならない一方で、適切な活用により文化財の大切さを多くの人々に伝え、理解を促進していくことが不可欠であるなど、文化財の保存と活用は共に、次世代への継承という目的を達成するために必要なものである。

また、文化財はそれ単体で形成されたものではなく、自然環境や周囲の景観、地域の歴史、そこで行われる人々の伝統的な活動などと密接に関連している場合があるため、文化財そのものだけでなく、それを取り巻く周囲の環境を一体的に捉え、保存・活用していく視点も重要である。

このような文化財の適切な保存と活用の推進には、所有者や地域住民等の理解・協力が不可欠であるとともに、専門的な知見を有する職員や学芸員等による指導・助言など、地方公共団体の文化財担当部局や博物館等の果たす役割が極めて重要である。

なお、文化財によっては、信仰の対象・信仰の場となっているものや、日常生活の場となっているものが少なくないため、このような文化財の観光等の活用方策の検討に当たっては留意が必要である。

Ⅲ. 文化財保存活用大綱

1. 趣旨

大綱は、都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するものであり、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるものである。都道府県は、域内の市町村を包括・指導助言する広域の地方公共団体として、域内の文化財の総合的な保存・活用の方針や複数の市町村にまたがる広域的な取組、市町村への支援の方針などについて大綱に定める。

大綱において、都道府県としての文化財の保存・活用の基本的な方針が明示されることで、域内の市町村が相互に矛盾なく、同じ方針の下に取り組んでいくことが可能となる。

また、域内に複数市町村にまたがる歴史的・文化的関連性を有する圏域が存在す

るような場合、当該圏域に特化した取組の方針を定めることで、関連する市町村が円滑に連携して取り組むことが可能となる。

2. 大綱の記載事項

- 大綱には、文化財の保存・活用に関する基本的な方針、文化財の保存・活用を図るために講ずる措置、域内の市町村への支援の方針、防災・災害発生時の対応、文化財の保存・活用の推進体制を基本的な事項として定める（大綱の構成例は参考資料1を参照）。

（解説・留意点）

文化財の保存・活用に関する基本的な方針には、当該都道府県の概要や域内の文化財の概要、それらに基づく歴史文化の特徴、域内の文化財の保存・活用に関する課題等を踏まえた都道府県としての目指すべき方向性や将来像、域内の文化財の保存・活用に関する取組の方針などを記載する。

文化財の保存・活用を図るために講ずる措置には、都道府県が主体となって行う調査や指定等に関する取組、域内の市町村や博物館等における専門的人材の育成・確保、都道府県として優先的に取り組んでいくテーマや重点的に保存・活用の措置を講じていく文化財に関する事項、都道府県が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画などを記載する。

域内の市町村への支援の方針には、市町村が行う修理・整備などの保存・活用に関する取組への支援の方針、また、市町村が地域計画を作成する際の相談や指導・助言の実施体制、小規模市町村など自ら地域計画を作成することが難しい場合の都道府県による支援の方針や市町村が建築基準法の適用除外を検討する場合の指導・助言の方針などを記載する。

防災・災害発生時の対応には、災害に備えた平時からの救援ネットワークの構築や、被害情報の収集・緊急的なレスキュー活動など災害発生時に行う取組などを記載する。

文化財の保存・活用の推進体制には、文化財担当部局や関係部局、博物館等の関係機関における職員・専門的人材の配置状況、地方文化財保護審議会の設置状況や文化財保護指導委員の配置状況、日常的に連携協力している民間団体の概要、今後の体制整備の方針などを記載する。

3. 策定の際の留意点

- 都道府県が大綱を策定するに当たっては、文化財の専門家や文化財の所有者、民間団体関係者など外部の者の意見を聴きながら策定することが望ましい。
- 大綱を策定（変更）したときは、公報やインターネット等の任意の手段でこれを公表するよう努めるとともに、文化庁及び域内の市町村に対して送付することが必要である（法第183条の2第2項）。

（解説・留意点）

外部の者の意見を聴く際には、例えば既存の地方文化財保護審議会を活用したり、新たに外部有識者による策定委員会を組織したりする方法が考えられる。また、公聴会・パブリックコメント等の実施などにより、住民の意見を聴くことも有効である。

文化財の保存・活用は他の行政分野と密接に関連することから、他分野における政策との一貫性を確保するため、関係部局とも情報共有を図るなど適切に連携することが有効である。また、既に歴史文化基本構想が策定されている市町村などにおいて、大綱に先行して地域計画が作成済み又は作成中の場合があることから、大綱と地域計画の内容の調整が図られるよう、各種の機会や方法を活用して市町村の文化財担当者の意見を聴くことが有効である。

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に基づく地方文化芸術推進基本計画と大綱の関係について、当該基本計画の中に本指針を踏まえて大綱の記載事項を盛り込んだ場合には、当該基本計画を大綱として位置付けることも可能である。

大綱は、主に当該都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性等を定めるものであることから、必ずしも特定の期間を設定する必要はないが、社会状況の変化や都道府県の総合計画等の期間も踏まえ、適時適切に更新し、内容の充実を図ることが望ましい。

なお、大綱の策定に関して、文化庁は随時相談を受け付けているので、適宜活用されたい（策定のスケジュール例は参考資料2を参照）。

IV. 文化財保存活用地域計画

1. 趣旨

地域計画は、大綱を勘案しつつ、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランである。

地域計画において、文化財の保存・活用に関して当該市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進される。また、当該市町村における文化財行政の取組の方向性を計画として対外的に明示するとともに、作成した地域計画を広く周知し、民間団体等の様々な関係者のみならず地域住民の理解・協力を得ることにより、地域社会総がかりによる、より充実した文化財の保存・活用を図っていくことが可能となる。

同時に、地域計画は、地域に所在する未指定文化財を含めた多様な文化財を総合的に調査・把握した上で、まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくための枠組みでもある。地域計画の作成・推進を通じて、地域の多様な文化財の掘り起こしが進み、新たに見いだされた文化財の保護につながるとともに、民間団体をはじめ多様な主体の参画を得ることで、所有者や行政だけでは難しい未指定文化財を含む幅広い文化財の積極的な保存・活用

参考資料 1

文化財保存活用大綱の構成例

※あくまで一例であり，都道府県の状況に応じて適宜変更可

大綱名「〇〇〇文化財保存活用大綱」

※〇〇〇には都道府県名を記載

※必要に応じて副題を付すことも可

はじめに

序章

1. 大綱策定の背景と目的

2. 大綱の位置付け

※都道府県の総合計画や地方版まち・ひと・しごと総合戦略などの他計画との関係及び当該都道府県の行政体系における大綱の位置付けを記載

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

※当該都道府県の概要や域内の文化財の概要，それらに基づく歴史文化の特徴，域内の文化財の保存・活用に関する課題等を踏まえた都道府県として今後目指すべき方向性・将来像や，域内の文化財の保存・活用の方針等を記載

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

※都道府県が主体となって行う文化財の調査・指定等・修理・整備・人材育成・情報発信・都道府県指定文化財等の所有者等に対する支援等の具体的な計画，また，都道府県として優先的に取り組むテーマや重点的に保存・活用の措置を講じていく文化財に関する事項等があれば記載

第3章 域内の市町村への支援の方針

※市町村が行う保存・活用に関する取組への支援の方針，市町村が地域計画を作成する際の相談や指導・助言の実施体制，小規模市町村など自ら地域計画の作成を行うことが難しい場合の支援の方針等を記載

第4章 防災・災害発生時の対応

※災害に備えた行政・博物館・NPO等の連携による文化財の救援ネットワークの構築や，災害発生時における市町村と連携した文化財の被害情報の収集や緊急的なレスキュー活動等の実施の体制等を記載

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

※文化財担当部局や関係部局の職員・専門人材の配置状況，地方文化財保護審議会等の外部の専門人材の配置状況等について記載（表○）。また，必要に応じて今後の体制整備の方針を記載

表○ 文化財の保存・活用の体制

都道府県
文化財保護主管課 ・業務内容 ・職員○名（うち埋蔵文化財の専門職員○名，建造物の専門職員○名，美術工芸品の専門職員○名，民俗文化財の専門職員○名）
観光振興課 ・業務内容
都市計画課 ・業務内容
○○課 ※関係課を適宜記載
関係機関
県立博物館 ・業務内容 ・職員○名（うち専門職員○名）
埋蔵文化財センター ・業務内容 ・職員○名（うち専門職員○名）
○○資料館 ※関係機関を適宜記載
地方文化財保護審議会
・審議事項 ・委員の職名・属性
文化財保護指導委員
・取組内容 ・委員の職名・属性
その他民間団体等
○○法人 ・業務内容 ※日常的に連携協力関係にある民間団体等があれば必要に応じて記載
市町村との連携
※連絡協議会など市町村と連携を図る体制・機会があれば必要に応じて記載

※このほか，都道府県の実情に応じて，過去の調査によって把握した文化財のリストや，市町村域を超える広域的な関連文化財群に関する事項など，必要な記載事項を追加することも可